

2023年1月17日

## 「文化審議会著作権分科会法制度小委員会報告書(案)」に関する意見

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会  
実演家著作隣接権センター

### II 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元について

著作物等の利用は、原則として、権利者から許諾を得て行うべきものである。したがって、権利処理の円滑化を図る場合にも、集中管理を通じた許諾手続の円滑化や効率化を目指すことに主眼を置くべきである。

今期の法制度小委員会では、簡素で一元的な権利処理方策として、著作物等の利用の可否や条件に関する著作権者等の「意思」が確認できない著作物等について、一定の手続を経て、使用料相当額を支払うことにより、著作権者等からの申出があるまでの間の当該著作物等の時限的な利用を認める新しい制度(以下「新たな制度」という)の創設を検討し、権利者から許諾を得ることなく、著作物等の利用を可能とする新たな制度の構築を提言している。このような新たな制度の構築は、著作物等の利用における原則に例外を認めるものであり、運用を誤れば、権利者による利用許諾の機会を奪い、保護すべき権利を不当に制限するおそれもある。このような観点から、当センターは、第5回法制度小委員会でのヒアリングにおいても、著作物等の保護と利用とのバランスを失わないよう慎重な検討を求めたところである。

一連のヒアリングにおいて関係団体等から示された意見をふまえ、『文化審議会著作権分科会法制度小委員会報告書(案)』(以下「報告書(案)」という)では、集中管理されている著作物等、利用可否や条件等の明示がされている著作物等が新たな制度の対象外となることや、権利者から何らかの返答があった場合や、著作権者等の利益を不当に害することが明らかである場合にも対象外とされており、権利保護への配慮がなされたものとして評価できる。しかしながら、新たな制度の対象となり得る著作物等については、権利者の許諾を得ずに利用できることには変わりはない。新たな制度の運用にあたっては、行政の関与などを通じて濫用や誤用が生じないように十分に配慮する必要がある。

### III、IV、Vの項目について

報告書(案)に示された内容で進めることに賛同する。特にIV. 損害賠償額の算定方法の見直しについては、海賊版対策の観点からも非常に重要な措置であり、着実かつ、速やかに対応が進められることを期待する。

以上